

農地証文を通して見たる

近世小作農層發生様式について

盛 田 稔

一、序 言

近世に於ける農民分化についての研究は最近特に進んでいるようである。にも不拘近世小作農層發生様式については単に抵当流れ、質流れ又は土地永代売買により生活の基盤を失った農民が本百姓たるの地位から小作農たるの地位に転落したというだけで綿密なる実証的研究は極めて少ないようである。

本研究は、農地証文即ち農地を担保とせる借用手形、土地永代売買手形を通して、小作農層發生の諸様式を実証的に探究せんとするものである。参考に供した農地証文約八百枚はすべて旧南部領内に流通せるものであり、筆者の蒐集に係るものである。従つて本研究は、正確には、「農地証文を通して見たる旧南部領内に於ける近世小作農層發生様式について」という事にならう。

二、農民層分化の原因

周知の如く、近世封建社会に於ける農業生産の主体は本百姓であったが、これには辛うじて自家の生計を維持しう

る程度の狭小の土地を所有するに過ぎない自作農層と、近世封建社会成立に際し其の身分を變ずる事無しにそのまま農村に止った旧土豪即ち中世型地主乃至は草分け百姓との二種類があった。

かかる二種類の本百姓中、その典型的なるものはいう迄も無く前者である。しかし後者の如き形態も相当広くみられ、殊に經濟發達の度合の遅れた山間僻地例えば岩手県の諸郡や青森県の三戸、上北の二郡等の如きに於ては、近世どころか極めて最近迄残存していた事は周知の事に属する。

近世に於ける小作農層生成を問題とする場合、先ず前面に現われるのは前者であつて後者ではない。前者即ち自作農層は、その零細性の中に既に小作人層へ転落すべき萌芽を胚胎して居り、近世小作農層形成の最大モメントとなつたのに対し、後者即ち中世型地主、草分け百姓の多くは、自らを商人化、高利貸化する事により、小作人層形成の相手方となり、時には純然たる地主に迄昇華し、時には半農半商となり、富裕農化するに至つた。(但し後述する如くかかる草分け百姓中比較的小なるものの中には近世中期以後小作農層に転落せるものも相当に存する)。

自作農層の本百姓は、近世を通じて次第に窮乏化し、零細農化し、更には小作農層へと転落していったのであるが、かかる農民分化の原因は奈辺に存したであらうか。

先ず第一に考えられるのは商品經濟、貨幣經濟の農村への浸潤である。「米遣ひの經濟」の時代と謂われ、貴穀賤金思想の行われた徳川時代ではあつたが、中期以降商品生産は都市に於ても農村に於ても著しく發展した。かくて一方に於ては都市の手工業或はマニファクチュアの生産物たる鑄物・金物・農具・酒・呉服・古着・諸雜貨の如き滔々と農村に浸潤し来ると共に、他方に於ては、農村の特産たる棉・麻・藍・紅花・砂糖・塩・紙・煙草・メ粕・海藻類等が都市及び之等を産しない農村へと浸潤していった。之等に対する対価は、如何に「米遣ひの經濟」の時代と雖も多くの場合貨幣によって支払われなければならなかつた。

このような事情は、奥北の地、旧南部地方に於ても例外では無く、南部の商人が京都に取引したる如きは、貞享、元禄に於ても既に珍らしからざる事柄であったのである。^①

南部の商人の中には勿論在来の商人にして大をなしたのもあるが、富商の多くは外来商人たる近江・若狭・常陸美濃・伊勢等の商人であり、中でも近江商人の活躍が最も活潑であった。活躍の始期は慶長年間に始まり、急速に商権を拡張したが、^②青森県の旧南部地方に勢力が延びたのは元禄前後であるようである。

貨幣経済の発達も前時代に比し極めて著しく、金銀通用は慶長の頃より始まり、寛永銭を鑄造してよりは大事には金銀、小事には銭を用いるようになり、元禄の頃には田舎の隅々までも金銀銭が行きわたり、全く金銭の世の中となつた事が既に徳川時代の諸書に明にされている。^③

南部藩の如きも、近世初期に於ける鉱山資源極めて豊富であり、例えば慶長三年発見の鹿角の白根金山の如き『土百目より金四十目乃至五十目を出し……日本開闢以来かくの如く多く金を出せし事なし……京、伏見、大阪、大津、堺其外諸国の商民多く来りて山下に金銀絹布又は両替等肆てんを連ねて、山間の辺土忽ち数千軒の都会の如し……』^④と言つた有様で、『公私とも封内富饒にして富既に天下に甲たり』^④と称される程であつたから、貨幣経済・商品経済の発達も比較的進んでいた模様であり、貨幣も、金銀銭の外に、砂金が日常の売買にも使用されていた。

このような貨幣経済・商品経済の農村への浸入は言う迄も無く、農村に於ける商品生産の発展を物語るものに外ならぬ。旧南部地方に於ける「御国産之内他領出御制禁之品々」中より農漁村に於ける生産物を拾つてみるに、米・雑穀・紫根・漆・荏油・魚鳥・海草・塩・紅花・薬種・諸材木・柁・真綿・麻糸・蠟・春木・明松・たばこ・こはく・藍・かたくり・布・まだ・黄精・皮・牛馬等がある。^⑥これらは他領移出禁制品とされてはいたが勿論その通り守られたわけではなく、商業資本家の取引の対象となつたものと思われる。

農民分化の原因として第二に考えられるのは、商業資本、高利貸資本の農村浸潤であり、第三に考えられるのは、封建貢租の過重と連年の凶作その他の天災である。

商業資本、高利貸資本による農村浸潤と土地兼併とが如何に激しかったかについては、既に当時の「勸農策」・「民間省要」・「芻蕘録」・「地方落穂集」・「世事見聞録」・「勸農或問」等の諸書に明快に記録して居るので蛇足を加えぬが、このようにして土地兼併の主体となったものは、具体的に言えば、多くの場合、酒屋、呉服屋等にして質屋を兼ねたる地主即ち新地主であり、商業資本、高利貸資本の化身に外ならなかったのである。

第三の封建貢租の過重についても、先人の研究に譲り、今更多くを述べる必要はない。封建貢租は全余剰を収奪するものであったとよく言われるが、私としては余剰以上の収奪であり、農民の生活資料に迄喰込む程のものであったと考えている。それは又、商業資本、高利貸資本の発達につれ益々過重となり、且つ連年の凶作による窮乏が加わり、遂には単純再生産を繰返す事すら不可能ならしめる程苛酷なものとなったのである。かかる事態に直面した農民は、これに対する対策として、土地金融にすがり、更には土地を売却する等したが、これにより、彼等は小作人層に転落し、更に大なる負担に直面するに至り遂には農村奉公人と化し或は離村逃亡し、或は一揆を起すに至ったのであった。

このように高利貸資本、貢租の過重、連年の凶作が如何に農民分化の重要契機となったかについて、仙台藩の儒者蘆東山は享保年間の上書に『臣田間に生れ、つらく民俗の模様を見分仕候に、中以上の民は少々の凶作に迷惑仕らず、其大に富める者は却て凶作を喜び、疲弊に乗じて利を取る者多く御座候。只五百、六百の田地を所持仕候細民は、凶年は勿論豊年にも迷惑仕候。凶年には富民より借り集め、漸く年貢上納仕候。豊年に罷成候へば、借金を責められ、利息を分られ、夫食不足に罷成、又以て別人より無心仕、身命を繋ぎ申候故、貸借段々に重り、後には如何

にも可仕様無之、少分の田地を少しづつ売渡し、杖柱と頼申候子弟を四方に売り散らし、夫婦兩人に罷成り、五、六の老衰に及ぶ迄、降寒大暑の嫌無く、持き働き申候て、少しの休息不能成、遂には夫婦別離して人の奴婢となり、愁へ悲しみ一生を終り申様に罷成候』と余す所なく喝破している。

以上要するに当時の農村社会は未だ土地を全経済の基礎とする自給自足的経済が基礎であるとはいえ、都市と農村とに於ける生産力の発展が、商品経済、貨幣経済を促し、その農村への浸潤は、商業資本、高利貸資本に対して活躍の場を与えた時代である。而してこれらは、封建貢租の過重及び連年の凶作と相俟って、一方に於ては所謂新地主を生み、他方に於ては多数の零細農、小作農及び隸農を発生せしめるに至ったものである。

三、地主↓小作人関係の発生

然らば、地主↓小作人関係は如何なる形に於て発生したものであつたらうか。先ず第一にあげらるべきものは新地主↓小作人の関係である。小野武夫博士は、近世に於ける地主中、最大なるものは新田開墾地主とされているが、土屋博士も指摘する如く、その数に於て最も多きは、土地兼併地主即ち新地主であつたらうし、又その所有面積に於ても新田開墾地主に比し、さしたる損色は無かつたものと思われる。

新地主は農民に対し金融の途を与え、抵当流れ、質流れの土地を収取し、又は土地を永代に買取る事により、多くの土地を兼併したが、この土地を自ら耕作する事無しに、封建的搾取関係に於ける中間搾取者としてあらわれた。ここに新地主↓小作農の関係が発生するに至るわけであるが、しかしこのような新地主の場合、中世型地主↓名子的隸農的ヒエラルキーを特質とせる土地所有乃至生産関係の発生が皆無であつたわけではない。例えば岩手県九戸郡の晴山家の如き、青森県三戸郡名川町の出町家の如き、同上北郡七戸町の盛田家の如き何れも典型的なる新地主であるが、

夫々宝曆乃至天明の飢饉を契機として数十名の名子を擁するに至り、地主手作経営をも同時に行つて来た。

一般的には確に、新地主は「算盤に合わぬ主穀を中心とする農業経営など営まず、金融を与えた農民或はその他の貧農にそれを耕作せしめ」たのであるが、旧南部地方に於ては、これに対する重大なる例外が存したわけである。

新地主の下に於て、名子制度の如き隷農主的経営が営まれ得る理由として、次の三点が考えられる。

① 新地主が御免地を有する場合の如き、これを小作人をして耕作せしめ、収穫の半分を手中に収めるよりは、名子をして耕作せしめる場合には全収穫を自己の取得とする事が出来る故遙に有利であったこと。事実かかる新地主は御免地を給されるのが通例であった。

② 農地は勿論の事その他の生産手段や家屋敷迄も失い、完全に無産化せる農民を若し小作農に止めて置いたとしても、彼等から小作料は免も角、家屋敷に対する家賃、地代迄徴収する事は恐らく不可能である。故にこれらは屋代又は名子として農業労働に従事せしめる方が地主にとってより有利であった。かくて農地の一部又は全部を失ったものは小作人となり、農地のみならず家屋敷迄も失ったものは屋代若くは名子となったのである。

③ 新地主は本業として各種商工業及び山林経営を営んで居るものであるから、季節的に、或は随時、相当の労働を必要とするわけで、名子制度はそのための重要な労働源として必要であった。

地主↓小作人関係発生の第二は、中世型地主↓小作人の関係である。

中世型地主、草分け百姓は所謂隷農主であり、隷農たる名子、被官、下人等の賦役労働により手作経営を営むものである。既に中世以来結ばれ来たったかかる関係は、長年の伝統と前述の三理由と同一の理由により、殊に比較的貨幣経済の浸透の遅かった山間僻地に於ては、かかる関係を小作関係に転位せしむべき積極的理由に乏しく、そのままの形態で温存され来た場合も無いわけではない。例えば青森県三戸郡階上村の正部家、同三戸郡五戸町の中川原

家は中世型地主の典型的なるものであるが、農地改革後の現在に於ても、正部家には名子制度の残存形態としての山名子関係が存し、中川原家には、同じく同家山林経営のための^④同好会が旧名子連中により組織され来たつて居る等その好例である。

しかしかかる関係も、一般的には、商品経済、貨幣経済の発展に伴ない、中世型地主の商人化、高利貸化がもたらされるにつれ、新たなる貸借関係、土地の売買関係を通じて、中世型地主↓小作人関係へと変貌していったのであり、旧南部地方の中世型地主の場合に於ても、新たに農民との間に関係を結ぶ場合には勿論小作人関係が結ばれた事も相当に多いのである。

かくて旧南部地方に於ては、新地主の場合にも、中世型地主の場合にも、名子及び小作人の何れをも所有して居つたわけである。

又一方商品経済、貨幣経済の浸透につれ、致富を致した名子のうちには家屋敷を買戻し所謂「名子脱け」をする事により、小作農層へと昇進し、更には農地迄も買戻す事により、本百姓に復帰したのも若干は存在したのである。

地主↓小作人関係を発生せしめる第三の関係は、自作農の本百姓↓小作人の関係である。

この点に着目した研究を私は寡聞にして未だ多くを知らない。私が第三にかかる関係が存在したとの結論に到達したのは、本研究をまとめるに際し参考とした資料約八百点中、五百点を提供してくれた前記出町家の土地永代売渡手形を分析せる結果に基くものである。出町家は元来酒屋、呉服屋及び質屋を営み、宝暦の飢饉を契機とし、急速に土地兼併を行い、新地主として近村農民の上に君臨するに至つた。従つて同家に残存せる土地永代売渡手形は享保頃より始まって宝暦五年の大飢饉前後のものが、非常に多いのであるが、ここに注意すべきは、これら土地永代売渡手形により出町家に対し売渡されて居る土地の七割以上は小作人附着的土地である事実である。この事実によってみれば、

少くとも三戸郡名川町地方に於ては、近世初頭未だ商業資本、高利貸資本の浸潤が甚しくなかつた時代に於ける土地集積の主体となつたものは決して、新地主でも中世地主でもなく、村々の少しく裕福なる自作農層（それは決して名主層に限定されるものではない）であつたわけであり、且つ又近世初頭、新地主による土地兼併が大規模に行われる以前、既に相当の小作層が存在したと言ふ事も断定し得るわけである。⁽⁴⁾

同様のケースは独り名川町地方に止まらず、広く各地に存在し得たはずのものであり、今後の実証的研究に多大の期待を持つものである。（勿論かかる場合、中世型地主の土地兼併が皆無であつたというのではないが、地主の人数に於てその比重はあまり大きなものでは無かつた。）

しかし又この小作人附の土地の永代売渡手形が多数出町家に残存しているという事実は、近世初頭幾何かの土地兼併を行った富裕自作農層も、近世中葉に至り、商業資本、高利貸資本の浸潤に遭うや折角兼併したる土地を手離し、小地主より元の自作農へ逆戻りせざるを得なくなつた事情を物語るものである。

地主↓小作人関係を発生せしめる第四の關係は、新田開発地主と小作人の關係であるが、本研究の主題はこの点とは關係が無いので省略する。

四、小作農層発生を裏付ける農地証文の諸様式について

以下に於て、いよ／＼如何なる形式の借金、如何なる形式の売買を通して土地を失ひ、小作農と化したか、本研究の主題たる、小作農層発生を裏付ける各種様式の農地証文の雛形を示す事とする。

一、借用手形

借用手形は、担保の有無及び年賦たるや否やにより次の如く分類する事ができる。（ ）内の数字は筆者の蒐集枚

数である。

①無担保借用手形（五〇）

(イ)無保証借用手形（三二）

(ロ)請合保証借用手形（八）

(ハ)無尽保証借用手形（一）

(ニ)作米保証借用手形（一）

(ホ)動産保証借用手形（四）

(ヘ)二重保証借用手形（三）

(ニ)現物返し借用手形（一）

③年賦借用手形（四〇）

(イ)無担保年賦借用手形（一〇）

a 無保証年賦借用手形（四）

b 請合保証年賦借用手形（六）

(ロ)担保附年賦借用手形

※ a 不動産担保年賦借用手形（一九）

b 動産抵当年賦借用手形（二）

c 人間抵当年賦借用手形（八）

(ハ)旧債書替年賦借用手形（八）

②担保附借用手形（二七一）

※ (イ)不動産抵当借用手形（二〇一）

※ (ロ)不動産質借用手形（一九）

(ハ)動産抵当借用手形（一五）

(ニ)無尽抵当借用手形（一）

※ (ホ)動産及不動産抵当借用手形（五）

(ヘ)人間抵当借用手形（三〇）

a 旧債書替無担保年賦借用手形(五)

※b 旧債書替不動産抵当年賦借用手形(三)

これら各種の借用手形中、小作関係発生の原因となりうるものは、※印を附しある五種であり、その合計枚数は全借用手形合計枚数三六一枚中二四七枚に達する。これら五種の借用手形は、何れも、借錢返済不能の場合には、担保物件たる土地を永代に債権者に引渡す事を約しているものであり、永代に土地を引渡した後は、多くの場合そのまま債権者との間に小作関係が結ばれるものである。

○不動産抵当借用手形の事例

不動産抵当借用手形も、請合保証の有無、利子の高下、借用手形に土地永代売渡手形を貼符して居るか否かにより細分する事が出来るのであるが、深入する事を止め、左に請合保証附不動産抵当借用手形を掲げよう。借用の時期、借用期限、利子の高さ等当時として最も普通の型のものである。勿論借錢返済不能の場合には土地所有権移転と小作関係が発生するものである。

借用仕手形之事

一、銭壹貫九百文借用仕所実正ニ御座候。但シ利足ハ壹ヶ月壹貫文ニ付三拾文ニ相定申候。来年九月中元利息急渡相済可申候。若滞申候ハ、拙者持地之内家下ニ而明戸畑壹ツ役永代に急度相済可申候。万一其上出入相違仕候ハ、請人弁元利息急渡御返済可申候。為後日之如是御座候。以上。

宝曆五年十一月十四日

斗賀村 借人 茂助[㊟]

同 請人 万吉[㊟]

出町喜兵衛殿

○不動産質借用手形の事例

不動産質借用手形は、債権者（質取主）が質地を耕作する場合と債務者（質置主）が質地を耕作の場合とに大別しうるが、前者が典型である事勿論である。かかる二種の不動産質借用手形は、更に夫々数種に細分する事が出来るが、その点に言及する事は止め、小作関係を発生せしめる起因となりうるもののみを紹介しよう。質である以上は入質期間の定めあるのが原則であるが、必ずしも期間の定めのないものもあり、かかるものは実質的には永代売り同様の効果をあげたであろうが、形式的には所有権が移転しなかった。従って質流れという現象は常に起ったわけではないが、しかし、次の債権者耕作の事例は、明瞭に質流れの可能性に触れて居り、質流れ後は、恐らく債務者以外の第三者（それは恐らく入質当時から債権者との間に年季小作関係を結んでいたであろう）との間に小作関係を締結したものである。

借用 申 手 形 之 事（甲地長作家文書）^⑩

一、錢拾貫文也

右之通此度相続向要用之儀ニ付借用申処実正ニ御座候。右為引当拙者持地之内大道添苗代長数五枚只今相渡置為利作当年ヨリ貴殿方ニ而仕付取候申合。若七ヶ年中右元錢返済相及兼候ハミ其節永代売券ニ詘直シ本紙相渡候約定相違無御座候。然上ハ此苗代ニ付他之妨異乱申者有之候共私儀罷出急度申披貴殿へ少茂御損御苦勞相懸申間敷候。為念後日借用引当証文仍如件。

天保四年五月

借用人 甲地村彦左工門^⑪

甲地村 長作殿

前書之通相違無之趣双方承届依而印形如件

巳五月十八日 肝入 善四郎[㊤]

又次の債務者耕作の事例は、小作人附の土地を質入し、利足代りに毛上分作を実施する事即小作関係を結ぶ事を約したものであり所謂質地小作である。元錢返済不能の場合の規定は無いが、その場合には当然所有権が債権者に移転し、且つ新に債権者と旧小作人時には第三者との間に小作関係が発生したものと推定される。

借用手形之事(岩城屋文書)[㊦]

一、錢拾五貫文也 此度不叶入用ニ付借用仕候処実正ニ御座候。右為引当上田三人役長數八枚右ハ市之助田来成年ヨリ七ケ年中此方ニ而作立随分手入諸繫御郷役一切此方ニ而前文之通来成年ヨリ辰年迄利足代リ七ケ年中毛上分作相渡可申候。尤年々掛苧取之節ハ貴殿へ相断分作人来リ不申内ハ鎌立致間敷為後日借用手形仍而如件。

文政八年酉十一月

借用人 和田村 佐藤次郎[㊧]

類親 同村 三十郎[㊨]

肝入 竹 作[㊩]

岩城屋清左工門殿

○動産及不動産抵当借用手形の事例

動産、不動産の二つを抵当にいれ、借錢返済不能の場合には二つ共抵当流れになる事を承認したものであり、所有権移転後は債権者債務者間に小作関係が結ばれると推察されるものである。

借用仕手形之事

一、錢九百文借用仕所実正ニ御座候。但シ利足壹ケ月壹貫文ニ付三拾文ニ相定申候。来九月中元利急度御返済可申候若滞リ申候ハミひめが前田形五拾苧并ニ馬壹足急度御渡し可申候。其節滞リ申候ハミ請人并急度御算用可申候。為

後日之仍而如件。

宝曆六年四月廿七日

料賀村 借人 平吉[㊤]

請人 万吉[㊤]

出町喜兵工殿

○不動産担保年賦借用手形

不動産担保を設定した上で、年賦償還を約した借用手形である。不動産抵当年賦借用手形と不動産質年賦借用手形とあるが、両者共に小作関係の成立が推定されうる。左の事例は前者中不特定地を抵当物件とせるものである。

証文之事

一、式拾貫文也

右ハ先達而御無心申候処来午ノ年ヨリ年賦ニ相定四ケ年ニ五貫文宛返進可致候。万一相滞申候ハ、拙者共持高之内御勝手次第御引取可給其筋違変致間鋪候。仍而証文如件。

寛延二度十二月三日

斗賀村

清五郎[㊤]

名主 助太郎[㊤]

劍吉村 喜兵工殿

左に掲げる不動産質年賦借用手形では、入質と同時に年季小作契約が結ばれているが、質流れ後は、債権者とは旧債務者若しくは第三者との間に小作契約の結ばれる事が推定される。

年賦田形刈分作手形之事

一、錢拾壹貫文髓ニ借用仕処実正ニ御座候。子ノ年ヨリ辰ノ年九月迄中年五年五作ニ拙者持地一本松田百刈分作ニ五

ケ年指上可申候。万一老ケ年滞リ申候ハ、右田形急度永代相渡可申候。其節請人急度御算用可申候。為後日仍而如件。

宝曆五年十二月廿五日

かり人 彦六郎

請人 彦六郎

出町喜兵衛殿

○旧債書替不動産抵当年賦借用手形

旧来の債務を不動産抵当年賦借用手形に書替えたものである。左の事例は、借錢返済不能の場合には、抵当地を永代売渡手形に書替えの上引渡す事を確約している。所有権移転後小作関係が発生したものとみられる。

年賦証文之事

一、錢三拾八貫六百三文也

右之通追々借用相嵩返済方難渋ニ付年済之儀願候処難御成儀私難渋之筋御聞済御頼申上候通御承知被下忝奉存候。依之来丑ノ年ヨリ未ノ年迄七ケ年中老ケ年五貫文宛翌申ノ年ハ三貫六百三文都合八ケ年ニ返済申定相違無御座候。万一右年数中老ケ年ニ而茂渡シ錢相滞申候ハ、右為引当拙所持之田形廿人役書上置候間右田形永代売券ニ致相渡申定実正ニ御座候。為其親類請人共致加判此始末相渡置候上ハ約定違変毛頭無御座候。為後日借用引当年賦証文仍如件。

文政十一年子ノ極月

借用人甲地村 彦右工門

親類同村 彦左工門

請合同村 長作

岩城屋清左工門殿

以上之を要するに、借用手形を通して、小作関係の発生を実証乃至推定しうるものは、大きくいえば、不動産担保借用手形と言う事になり、細別すれば、以上みて来た五種となるわけである。それらは即ち土地金融の諸形式を示せるものであり、何れも約束の期限に借銭返済が不可能であるため、担保物件たる土地が、或は抵当流れとなり、或は質流れとなり、債権者の所有に帰属せる結果、土地を失った元債務者と債権者との間に小作関係が発生するものであった。

土地永代売渡しが禁ぜられていた当時、永代売渡しと同様の効果をあげるために、故意にかかる質流れ或は抵当流るの方法が採用されたものであると一般にいわれているが、しかし、南部藩の場合、土地永代売渡しは黙認せられていたし、実際土地永代売渡は公然と行われていた。従って土地を売却する場合殊借用手形の形式による必要は存しなかつたわけであるから、かかる方法による土地喪失と、小作関係の発生は土地喪失を来さざらんとして而も結果的には、土地永代売買と同様の結果に立至つたやむを得ないものであった。

これに対し、次にみる土地売渡手形による土地売渡しの中には、最初より小作人関係発生を企図したものがあつたに大なる相違が存する。

二 土地売渡手形

土地売渡手形は、それが土地取奪を防止せんとする農民の意志の強いものから弱いものへと移っていく順序に従つて次の如く分類する事ができる。

① 有合貸地売渡手形 (四)

② 年季売渡手形 (四三)

③ 年季中小作売渡手形 (七)

④ 条付附永代売渡手形 (二六)

⑤ 永代売渡手形 (二五二)

⑥ 年季書替永代売渡手形 (一)

尚この外に、實質的に土地売渡手形と目する事の許されるものに、次の二つがある。

⑦ 讓渡手形 (六)

⑧ 替地手形 (二〇)

以上の土地売渡手形中、小作關係は①より⑥に至るすべての契約に於て発生しうる。以下これら手形について簡単に説明を加えつつ实例を示そう。

○ 有合貸地売渡手形

これは期間を定めずして土地を貸地に売渡し、何時でも元金を返済する事により土地を取戻す事の出来る事を約束せる売渡手形である。貸地であり純然たる売地ではない点、及び借金を返済せずとも永代売とはならない点で条件附永代売渡手形中の有合売渡手形とは異なる。有合売渡手形は、元来永代売渡手形であるが、元金を返済すれば永代売券たる効果の発生を阻止しうるものである。有合貸地売渡手形の性格が右の如くである以上、理論的には、これが永代売となる事はある得ないのではあるが、實質的には、長年の間に永代売同様のものとなった場合もあったであろう。有合貸地売渡手形に於て貸地売人と買人との間に小作關係が発生しうるか否かは、未だ十分の自信を以てお答は出来ないが、可能性はありうるものと思う。左に事例を掲げるが、この事例では売却された土地の上には小作人が附着しているから、この小作人と買主との間には、そのまま小作關係が踏襲されたものである。

有合貸地売渡手形之事

一、高式石五斗三升四合也 助十郎分地上ノ沢御稻荷沢ニ而田形式百刃此案堵錢八貫文有合貸地売渡申候所実正二御座候。何時成共右案堵錢八貫文御返済申候ハミ手前へ田形式百刃請返シ申定仕候。但於此地形御公儀様未進諸拜借ハ不及申協借書人等一初出入無御座候。拙者御免高二紛無御座候。万一如何様成六ヶ敷儀出来御座候ハミ請人罷出急度申披少茂貴様御苦勞相懸ケ申間敷候。為後日之貸地手形如件。

明和五年子ノ二月四日

売主 喜八郎印

子供請人 三郎印

向ノ伊兵工殿

○年季売渡手形

これは一定年限土地を売渡し、年季が到来したならば、元錢にて請戻す事を約束せるものである。これを大別すれば、買戻不能の場合、その土地がどうなるかについて、明瞭なる定のないもの、永代売となる旨定めているものとに分れる。又年季が到来した場合何等の対価を支払う事なしに当然に土地が返却されるもの等種々の形式がある。次の年季中小作売渡手形は、手形中に小作関係の発生を明記して居るのに対し、この年季売渡手形に於ては、年季中売主が耕作するの或は買主が耕作するの明瞭ではない。恐らく両方の場合があったであろうし、又年季後借錢未済のため永代売となった場合にも、売主、買主の間に小作関係が結ばれる事が多かったものと思われる。

次に掲ぐる事例も小作人付の土地を年季売渡し、而も返済不能の場合に於ける永代売を認めている故、年季中は、買主と売主との間に、(売主は又旧来の小作人との間の旧来の小作関係を持續する。)永代売に直した後は買主と旧小作人又は売主との間に、当然に小作関係が発生又は持續したものであると断定出来る。

貸地売渡申手形之事

一、高三石六斗六升六合助右エ門分地桜庭ニ而田形四百疇此案堵錢拾四貫文請取貸地ニ売渡申処実正ニ御座候。但し年貢之儀ハ当亥ノ年ヨリ巳ノ年迄七ヶ年ニ相定申候。若右案堵錢年季之節御返濟請返し兼申候ハミ永代ニ相渡申管ニ相定申候。但於此地形ニ且那樣未進諸拜借協借書入等ニ茂一切構出入無御座候。万一六ヶ敷儀出来仕候ハミ地主請人罷出急度可申披候。為後日之仍而貸地手形如件。

明和四年亥ノ二月十日

劍吉村 地主 喜八郎

同 所 請人 孫四郎

熊之助殿

○年季中小作売渡手形

年季売渡の期間中小作契約を結び、疇分制度を実施するものである。小作関係が締結される事が明瞭に約束されている農地証文の最初の登場者であるが、年季がすめば、小作契約は解除され、当然に土地が売主（小作人）に返却されるものである。但し分作を実施せざる時は永代売りとなり、永小作関係が発生する事もありうる。次例の手形は出町家に残存している故結局永代売りとなり永小作関係が結ばれたものであろう。

一年売手形稲四分六分作手形之事

一、御代物六貫五百文種代只今申請田形大沢ト申所ニ而百三十疇不残当子ノ年老作六分貴殿へ差上四分申請候管ニ相定申候。来ル九月中少茂間違不申上候。万一間違仕候ハミ右田形永代ニ相渡可申候。仍而疇分作手形如件。

宝曆六年子ノ二月廿七日

斗 賀 売人 三四郎

同 請人 十五郎

出町喜兵工殿

前書之通相違無之候。以上

名主 孫右エ門[㊟]

○条件付永代売渡手形

元来永代売渡手形なのであるが、一定の期間内に、或は何時でも、或は又年賦償還の方法等で元利金を返済すれば土地が返却される旨約したものであり、元金を返済せざるか、年季の定がある場合に、年季が到来するも元利金返済不能の場合には当然に永代売のままに止るものである。この場合元利未済の間、売主、買主の何れが該地を耕作したかも一定しないようであるが、この手形の中には、明瞭に期間を定め、或は期間を定めずして小作契約を結び、元金若くは、元金並に年貢を上納する事により、該地を買戻す事を約束しているものもある。小作期間を定めたものは年季小作関係を発生せしめるわけであるが、期間の定めのないものは、一ケ年でも年貢未納の場合に直ちに永代売とされて居るから、不定期の小作関係を発生せしめる事となる。左にこの期間の定めのない小作契約が締結されて居る実例をみよう。

永代売渡申畑手形之事

一、拙者所持之内渡卜申所畑手役半代物五貫文只今髓ニ受取永代売渡申所実正ニ御座候尤御高役、諸繫錢之儀モ此方ニ而相懸可申右代物五貫文御返済申候ハ、右畑御返可被下定メ御座候。右代物御返済不申内ハ此方ニ而相作り為年貢一ケ年大豆年大豆片馬宛年々御渡可申若年貢間違候ハ、永代請取被成御勝手次第御片付被成候共不苦為其肝入長七殿御役印申請御渡申候上ハ一言之子細無御座候。為後日畑手形依而如件。

文化十一年十一月

長沢村 本人 喜兵工[㊟]

親類 喜平治[㊦]

請合 長右エ門[㊦]

岩城屋清左エ門殿

表書之通双方遂吟味候処相違無御座候間裏印仕候。以上

肝入 長七[㊦]

かかる形式の手形、従つて又かかる形式の小作關係は明治に入つてからも存在した。即ち次の例がそれである。

案 堵 売 渡 一 札 之 事 (町屋家文書)[㊦]

一、私所持之田形〇〇ト申処ニ而田方七分七式人役代金三両也儘ニ受取案堵ニ売渡申候処相違無御座候。尤来酉年ヨリ私方ニ而仕付年貢四斗年々差上可申候。若明年ニ而三両差上申候節ハ右田形御戻シ被下候定メ。差上兼候節ハ何年ニ而モ郷役私方ニ而仕付年貢米之儀八年々急度差上申候。為後日仍而一札如件。

明治五壬申十一月十三日

八斗沢村 与 吉[㊦]

請入本家 助左エ門[㊦]

町屋長助様

○永代売渡手形

土地の永代売渡しは南部藩に於ては黙認せられていた事及びそのために、近世初頭既に相当数の小作人が存在していた事、近世初頭に於ける土地兼併主となつたものは、富裕自作農層である事等については既に述べた。

近世に於ける小作人層発生の形式は、抵当流れの結果土地を喪失する場合と並んで、この土地永代売渡に基因するものが最も多いのであるが、この永代売渡手形の文言中に小作契約を結んで居るものは極めて少い。しかし、この手

形中に小作契約が結ばれて居ると否とに不拘、土地永代売渡しが行われた際は殆んどすべての場合、小作契約が口頭で結ばれたものであるし、又小作人附着の土地が売却された時は旧小作人がそのまま新地主の小作人となるものである。左に先ず、小作契約の表面化して居らない普通の型の土地永代売渡手形を示そう。売主孫十郎は自作農であり、売却した土地には助左エ門なる小作人が附着しているから、助左エ門はそのまま出町家の小作人となる事になる。

永代売渡申手形之事

一、高巻斗七升式合助左エ門分地せき合三而畑宅ノ役此案堵錢九貫五百文請取永代売渡申所実正ニ御座候。於此地形ニ御公儀様未進諸拝借等不及申協借書入等一切構無御座候。万一於此地方何方ヨリも六ヶ敷儀出来仕候ハミ地主請人罷出急度申披貴殿へ少茂御損御苦勞相懸申間敷候。為後日之永代手形如件。

延享三年十二月廿日

劍吉中町 地主 孫十郎

同 所 請人 源十郎

出町喜兵工殿

小作人附着の土地が永代に売渡しせられた場合、旧小作人がそのまま新地主の小作人となった事を示す好例として青森県上北郡七戸町の岩城屋文書中に、文化五年、太郎作なる小作人附着の土地が小作人附のまま治兵衛より勘次郎に売られ、翌文化六年、その土地が同一小作人附のまま勘次郎より仁八に売られ、天保八年には、依然同一小作人附のままこの土地が仁八の子半蔵より作兵衛に売られ、更に翌九年には、矢張り同一小作人附のまま作兵衛より新九郎に売られた証文が残っている。(詳細については拙著「近世農地証文の研究」参照)しかし、この証文の文言中にも旧小作人をそのまま自己の小作人とする旨の契約は見当らない。口頭契約が普通であったからである。

所が極く稀ではあるが、旧小作人と新地主との間に小作關係が発生する旨を明記しているものに次例の如きものが

ある。

奉差上永代売券始末之事（工藤家文書）^⑩

一、先年中野宇右衛門様中野軍右衛門様御知行所田形用水関口上ヶ候節関代為地右御兩人様御知行所之内申請置候場所東八當時中野軍兵工様中野八郎様御知行所境横壞限西八堂口限南八川端限北八揚堰限右場所田形并畑少々披立置候二付此度代錢七拾貫文儘ニ受取右場所不殘永代売上申候所実正明白ニ御座候。近年打続不作之上別而昨年ハ格別之凶作ニ付一円飯料所持不仕既ニ餓命候程完急難ニ付無拠御願上候処御承知御調被成下候ニ付此節之極窮何連も相凌誠ニ難有仕合奉存候。依之先年宝歴十四年五月中野宇右衛門様中野軍右工門ヨリ御取替申置候手形相添差上申候。後年ニ至御檢地等之節御吟味被下候ハ、前書之通元來御給所地ニ而先年壞代為礼地内々ニ而申受置候趣具ニ可申上外他之妨違乱も頭無御座候。若後日如何様之故障筋出来候而茂私共申披少茂御損毛相掛申間鋪候。随而前書之田形并畑是迄作居候者共名面并田畑員數共ニ別紙ニ相記差上申候。後々共ニ右之者共ニ是迄之通御作被下候定尤当年多少仕付居候者茂御座候得共当毛之儀者一円御構不被成作子之者共江不殘被下候積重々難有仕合奉存候。明年ヨリハ豊凶次第協々並合ヲ以○付御取立被下候積。依之為後証大肝入米内山元右衛門殿御加印申請御渡申上候上ハ子々孫々ニ至迄違乱等無御座候仍而永代売券状如斯御座候。以上

天保八年酉五月十四日

南川目通大沢田村 老名 半右工門^⑩

今あげた例は旧小作人と新地主との間に小作関係の発生する事例であったが、次に小作人の附着して居らない土地即ち自作地の売人が買人との間に小作関係を締結せる事例を示そう。

このような場合にも口頭契約が普通であったのであるから、本事例の如き文書契約を永代売渡手形中に結んでいるのは極めて珍らしい事例である。

奉差上永代売券始末之事（工藤家文書）⁽¹⁴⁾

一、私儀兼而大沢田之内桜沢と申処ニ而徳田之田形四人役程ニ而長数十枚開立置候ニ付右開立之田形不殘此度不叶入用在之候ニ付御調被下度旨願上候処御承知被下只今御代物四貫文儘ニ受取永代売上申候実正明白ニ御座候。右田形ニ付他之妨違乱毛頭無御座候。若脇方ヨリ如何様之故障筋出来候而茂私共申披少茂御損毛相懸申間敷候。随而右田形之儀者私子々孫々ニ至迄為御作被下候御約定ニ御座候。依而年々御物成之義八年々豊凶次第脇々並合ヲ以無間違指上可申候。仍而永代売券始末如此御座候。以上

天保八年酉十二月

売人大沢田村

弥 助⁽¹⁵⁾

親類 太郎 吉⁽¹⁶⁾

請合老名 半右衛門⁽¹⁷⁾

兵左衛門⁽¹⁸⁾

己之助⁽¹⁹⁾

工藤重右衛門様

御同 龍 太 様

以上小作關係を発生せしめる条件を備えた土地売渡手形の実例をみて来た。小作關係が広く大規模に発生するためには、先ず第一に一方に於ける土地の喪失と他方に於ける土地の取得とが無ければならぬ。第二には、一方に於て土地喪失者が依然耕作能力をもち、或は第三者にして耕作能力をもつものが存在すると共に、他方自ら耕作し得ない程大なる面積の土地を兼併した者とが無ければならぬ。近世中期以降の商品経済、貨幣経済の発達、従つて又商業資本

高利貸資本の農村への浸潤は、正に小作人発生、新地主発生の好適なる条件を与えたものに外ならなかったのである。かくて近世中期以降、新地主及び商工業を兼営せる中世型地主による土地の大兼併が農村社会に於ける一般的傾向となったのであるが、近世初頭未だ新地主の抬頭せざる時代においては、富裕なる自作農層による小面積宛の土地兼併が相当広範囲に亘って行われていたのであった。勿論かかる場合の自作農層に、斯くして得たる土地の耕作能力が常に必ずしも無かつたわけでもあるまいが、日常共同体の一員として協力扶助しあっている仲間であつてみれば、売主を土地より完全に追出し、耕権を与えないと言う事は考えられなかつたものであろう。かくして斯る自作農層も多大なる余裕面積を有しないにも不拘小作人を所有するに至つた。しかし、かかる自作農層も近世中期には、商業資本、高利貸資本に圧倒され小作層の中に転落していくものが多かつたのである。この結果「民間省要」に示す如く、『口土の田地と言ふ物、人々其持主の自作作すといふ事は、十にして漸く一二ならではなき物也』というが如き状態となつたのである。

斯の如き土地大兼併の弊害は、当時の学者により論じ尽されて居る。故にこそ幕府により土地永代禁止令、分地制限令、頼納半頼納禁止令等出されたわけであり、又藩によつては之等の禁令を厳守し、或は土地兼併地主より土地を没収しこれを零細農民に分配する等の政策を採つた対馬藩、会津藩の如きもあつたが、わが南部藩に於ては、土地永代売渡しは之を黙認したのみならず、藩財政を救うと言う目的もあり、かかる土地兼併地主たる商人所謂新地主、或は中世型地主に、苗字帯刀御免の待遇を与え、或は御給人（郷士）に取立てる等の特典を与えた。ここに南部藩特有の「地名代」制度が起り、新地主にし士族（御給人）たるの身分を取得したものが、士族名、町人名、百姓名を使い分け、時には袴に着用刀をたばさむかと思えば、店にあっては前垂をかけ、又自ら農業をも営むと言う奇現象が発生したのであつた。かかる現象は封建社会の一支柱たる身分制度の破壊であり、且つ封建的生産関係の崩壊過程を意味す

るものでもあった。

南部藩は斯く土地兼併の弊を認識せず、或は認識しても之が対策を考えず、むしろ之を奨励したときえ言えるのであるが、他の諸藩がかかる弊害を是正せんとして之をなし得なかつた事実が物語る如く、假令之を是正せんとしても矢張り之をなし能わなかつたであらう。新地主による土地兼併、小作農層の発生は封建社会の崩壊をもたらさんとす、止めんとして止むる事の出来ない経済発展の必然であつたからである。

【註】

- ① 本庄栄治郎著 日本社会経済史 三六五頁
- ② 森嘉兵衛著 岩手を作る人々 下巻 一三頁以下参照
- ③ 日本経済叢書 経済録拾遺・玉くしげ別本・政談等参照
- ④ 細川正甫著 食貨志 岩手県教育会本 二二頁
- ⑤ 前掲 岩手を作る人々 下巻 二六頁
- ⑥ 小野武夫著 農村社会史論集 一一九頁
- ⑦ 上屋喬雄編 封建社会の構造分析 二二一頁
- ⑧ 山口和雄論文 徳川期に於ける近代生産の生成（前掲④中）
- ⑨ 中川原、正部家両家当主よりの聴取による。
- ⑩ 詳細は拙著「近世農地証文の研究」参照
- ⑪ 甲地家は上北郡甲地村にて代々濁酒渡世を兼ね農業を営んでいた。当主は十八代目に当る。天保の七年飢饉を契機として土地兼併を行った。
- ⑫ 岩城屋は上化郡七戸町にて代々酒屋渡世に従事した。残存する借用手形、土地売渡手形は化政の頃のものが多い。
- ⑬ 町屋家は七戸藩御給人（郷士）の家柄である。
- ⑭ 工藤家も七戸藩御給人、明治年間数百町歩の開田をせる工藤轅郎は工藤重右衛門の孫である。